

令和7年9月25日招集

令和7年第9回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和7年第9回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第9回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和7年9月25日(木) 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。(17名)

2番 元木太志	3番 大江弘哉	4番 留場美佐
5番 仲野孝藏	6番 山科幸子	7番 永瀬清一
8番 石山一穂	9番 栗原洋幸	10番 芦野繁美
11番 阿部昇	12番 寒河江一浩	13番 大江正好
14番 加藤友英	15番 中谷裕	16番 高橋浩一
17番 東海林光輝	18番 門脇功	

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第14号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第44号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼農政係長 高橋範一 農地係長 後藤美智子  
主任 小山田ルミ

1. 議長 農業委員会会長代理 門脇功

## 1. 議事の顛末

### 【議長】

只今から、令和7年第9回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は1番清野周治委員、19番菅原繁治委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

10番芦野繁美委員、11番阿部昇委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第8回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配布している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第14号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第44号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。高橋農政主査、お願ひします。

### 【高橋農政主査】

令和7年第9回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は5件です。

報第14号農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約について、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号89番 土地の所在：大字藤助新田字小沼●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：696m<sup>2</sup>他4筆。賃貸人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●。賃借

人住所氏名：東根市大字蟹沢80番地の1 株式会社稻2015 代表取締役 鈴木亮吉。  
解約後の利用：賃借人に売却、です。

以下、受付番号90番から93番までの4申請は記載のとおりですので説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、8月許可保留分の受付番号117番の1件を除き15件です。

#### 議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。4頁をお開きください。

#### 農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号123番 土地の所在：大字六田字長谷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,629m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。事由：農業廃止、経営面積：58a。譲受人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：225aです。

以下、受付番号117番、及び受付番号124番から6頁の受付番号131番までの8申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですが、受付番号117番については、8月申請分として前月の総会資料に記載されているため、今月の総括表から除いております。7頁をお開きください。

#### 農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号132番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,736m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市三日町四丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：70a。借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：1,207aです。

以下、受付番号133番から8頁の受付番号137番までの5申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。9頁をお開きください。

#### 今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

#### 議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。10頁をお開きください。

#### 農地法第4条第1項の規定による許可申請関係

受付番号4番 土地の所在：大字神町字東根道●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：318m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：東根市板垣北通り●●●● ●●●● 職業：●●●。転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、通路他で、所要面積計が318m<sup>2</sup>です。

以下、受付番号5番の申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第4条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。11頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は5件です。

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。12頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号30番 土地の所在：本丸南一丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：322m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。譲受人住所氏名：尾花沢市新町四丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、雪捨て場、庭、通路他。所要面積計が460.39m<sup>2</sup>。備考として、所有権移転、併用地あります。

以下、受付番号31番から13頁の受付番号34番までの4申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。14頁をお開きください。

ただいま説明いたしました、農地法第4条、及び第5条の申請箇所を示す位置図でありますので参考にしてください。15頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は7計画であります。

議第44号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため本会の意見を求めるものです。16頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号1番 土地の所在：大字観音寺字川除●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：1,382m<sup>2</sup>他1筆。貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市神町當団中通り●●●● ●●●●。契約期間：始期：令和7年12月1日、終期：令和17年11月30日。賃借料：10aあたり8,100円です。

以下、番号2番から17頁の番号7番までの6計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、報告案件1件と議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

**【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】**

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を9月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可保留分1件、所有権移転の許可申請9件、賃貸借権設定の許可申請6件、合計16件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る9月16日に実施しました農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可保留分についてですが、受付番号117番は、8月の現地調査で申請地に隣接する譲受人所有農地の一部が砂利敷きになっていたため許可保留としておりましたが、このたびの現地調査の結果、原状回復がなされていることを確認しました。よって本案件は、保留を解除し許可相当とすることが妥当であるとの意見の一致をみました。

次に、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号123番から126番、及び129番から131番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号127番の申請事由は、部分受贈となります。

受付番号128番の申請事由は、空き家に付随となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号132番から137番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号129番を除くいずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件は、受付番号129番を除いて、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

受付番号129番につきましては、譲受人は現段階において全部効率的利用要件を満たしていないとは言い難い状況であります。

このたびの申請地を含む、譲受人が所有する周辺農地一帯は、長年農地改良届の提出がないままに盛土された懸案農地となっております。初めて農地改良届が提出された平成28年度頃には10名の所有者がいましたが、この地域は梅雨時期に浸水するなど生産性が低いことや、原状復旧を求めても当時の所有者による解決が難しい土地であったことから、農地改良の完成届をもって盛土を実施した兼業農家である譲受人への所有権移転を認めた経緯があるようです。

この度の申請の譲渡人は相続財産清算人である弁護士であり、これを不許可とした場合、管理者のいない農地となってしまう恐れがあります。また、このたびの申請地は譲受人の所有農地に囲まれており、一体的に盛土された農地であり、譲受人以外の人が耕作することが非常に困難な状況です。

現況、耕作をしているとは言えませんが、このたびの現地調査にて、一部耕作に適した表土敷きを開始していることを確認できたところです。

以上のことから、本案件は「全面積を一度でなく段階的に作付けを行うこと」という条件を付して「あくまでも例外的な許可であること」を明記して許可することはやむを得ないとの意見の一一致を見ました。

なお、本案件の経緯等を別紙にまとめておりるので参考にしてください。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

### 【議長】

次に日程第10、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番、阿部昇農地転用委員会委員長。

### 【11番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を9月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請5件です。

転用許可申請関係案件については、去る9月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号4番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となります。長屋住宅を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

受付番号5番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が40%を超えており、第3種農地となります。宅地を拡張し駐車場等を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(b)」に該当

なお、受付番号5番については、申請者の父が平成19年に駐車場を拡張するため砂利敷きを行い、その後も宅地として利用している事による追認案件です。この度、相続の手続をする中で発覚したものであり、申請人より顛末書も提出されております。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号30番、及び31番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となります。受付番号30番は一般住宅を、受付番号31番は資材置き場、及び駐車場を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

受付番号32番については、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるため、農用地となります。村山野川水力発電所建設工事の工事関係者の仮設現場事務所および駐車場等として、一時転用を行なうものです。

農地区分(農用地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地)「第2の1の(1)のアの(イ)c」に該当

なお、受付番号32番については、申請者が農地法による許可申請手続きを失念して、令和7年4月に砂利敷き、及び現場事務所等を設置し利用していたことによる追認案件です。令和7年8月5日の農地パトロールにて発覚し、指導を行ったところ申請に至ったもので、申請人より顛末書も提出されております。

また、農用地区域内における農地の一時転用であるため市に意見照会を行なったところ、「東根市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認める」との回答を得ております。

受付番号33番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地でさくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから第2種農地となります。一般住宅、及び農作業用車両等置き場を整備するものです。

農地区分(第2種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当

立地基準(第2種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)b」に該当  
受付番号34番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第1種農地となりますが、集落に接続して一般住宅を整備するものです。

農地区分(第1種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第1種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あつせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第11、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

ただいまの時間は、午前10時16分でありますので午前10時30分を目途に地区委員会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 開議

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【5番仲野孝藏委員】**

5番、仲野です。東根・神町地区に関する案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第41号については、経営規模の拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第42号、及び議第43号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付すことの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【17番東海林光輝委員】**

17番、東海林です。東郷・高崎地区に関する案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第41号については、経営規模の拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第43号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第44号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【10番芦野繁美委員】**

10番、芦野です。大富、小田島、長瀬地区に関する案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第41号については、経営規模の拡大や空き家に付随等によるもので、受付番号129番を除くいずれの案件も労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、受付番号129番に限り農地あっせん委員会の報告どおりの条件を付して許可することの意見の一致をみました。

議第42号、及び議第43号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一一致をみました。

議第44号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め決定することの意見の一一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第14号農地賃貸借契約の合意解約については報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、採決をいたします。

お諮りいたします。

議第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、受付番号129番を除き許可すること、及び受付番号129番については、農地あっせん委員会の報告どおり条件を付して許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第41号については、受付番号129番を除いて許可すること、及び受付番号129番については、農地あっせん委員会の報告どおり条件を付して、許可することに決しました。

次に、議第42号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議第44号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、以上3案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第42号から議第44号までについて、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可相当の意見を付すること、及び決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第42号から議第44号については、許可相当との意見を付すること、及び決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和7年第9回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

午前10時38分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員